

肥料販売事業者の皆さまへ

農業経営への影響を緩和するため、農業者に対して
肥料価格値上げ分の8割(国7割+県1割)※
を補助します

※県の補助については予算に上限があるため、8割を下回る場合があります。

農業者への支援金交付を円滑に実施するため、御協力をお願いいたします。

対象となる肥料

今回(春肥)は、**令和4年11月1日～令和5年5月31日**
に注文・購入した**肥料※**が対象です！

※肥料の品質の確保等に関する法律で登録された肥料が対象となります。

対象者

化学肥料の使用量を減らす取組を2つ以上行う農業者

※取組実施者として申請いただくにあたって5戸以上の農業者を取りまとめてください。

申請期間

農業者から取組実施者への申請

令和5年**6月20日(火)～7月21日(金)**

取組実施者から県協議会への申請

令和5年**7月24日(月)～8月14日(月)**

※取組実施者の皆さまへの支援金の交付は令和5年9月末を予定しています。



■ 最新情報・詳細は群馬県ホームページでご確認ください ■



←QRコードの読み取り方

- ① まず、スマホのカメラを立ち上げる
- ② スマホの画面にQRコードを映す
- ③ 画面に表示された文字をポンと指先で軽くたたく
- ④ 県ホームページが見られる

※QRコード(R)は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です

お問い合わせ先

群馬県農政部技術支援課(県協議会事務局)

TEL: 027-226-3038 E-mail: shokubou7@pref.gunma.lg.jp

エル